No. 142 2018. 11. 21 定価一部20円 会員の購読料は 会費の中に含む

> 行 所

> > 東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

方公 務 員 退 職 者協 議 会

3 - 3262 - 5546

要求提 я

艮

地公退は二〇一八年一〇月五日江崎孝参議院議員立ち合いのもと、二〇一八年要求に基づき総務省に申し入れを行い、 地公退は三役を交渉団とし、 総務省は杉本達治公務員部長、古賀浩史福利課長、田林信哉自治財政局調整課課長補佐が対応した。

公

とっていただき感謝する 本日は多忙な中、 杉本公務員部長はじめ担当者の皆さんに時間 を

議員にお礼申し上げる。 また、このような機会を作るために尽力くださった江崎孝参議院

項を決定したので本日お持ちした。 私たちはさる七月二七日に第四九回定期総会で総務省 \sim 0 要請事

て要請内容に含めている。 内容は七項目で、 地方自治体、 地方行財政と密接なかかわりがあると考えて敢え、その中には総務省の所管外事業も含まれている 可能な限り考え方を伺いたい。

何点か発言する。

の生活を脅かし、の抑制が取り上げ う必要な意見反映をしてほしい |政運営と改革の基本方針二〇一八」で向こう三年間||一つ目は第一項目の憲法第二五条に関連して三年前| 抑制が取り上げられていることだ。今後の展開によっては高齢者 一つ目は第一項目の憲法第二要請事項は書面の通りだが、 社会不安を醸成する。 無謀な抑制を強行 町の社会保障費 しない

険者拡大を実現するよう尽力願いたい。のオプション試算で年金財政改善に役立つとされた施策、 度改正が予定されていると承知している。この機会に前回財政検証二つ目は年金に関する事項だ。来年の財政検証とそれに基づく制 就中被保

らかの是正策を講ずべきだ。 ついて繰り返しやり取りをしてきた。少なくとも沖縄については何の関係者が他地域の地方公務員に比して大きな削減を受けることに また被用者年金一元化時に実施した追加費用削減、 とりわ け沖縄

げてこなかったが、 三つ目は医療に関する事項だ。これまでは総務省との間で取り 六月の財政審建議で看過できない事項が取り

する。 げられ、 意見反映をしてほしい まれている。 まれている。短期事業を所管する立場から「給付率の自動調整」など論外なことも含 要請項目には取り上げてい 実施されれば共済短期事業に影響 ない が

者も地域の構成員として役割を果たしたい。るサポートを整備することが急務だ。退職 が連携して地域全体で認知症をはじめ 総務省の立場からも尽力願いたい 四つ目は地域包括ケアの推進だ。 家庭だけでは実現しない。 どはじめとす 医療・介護 役所だ



祉施策を確立すること。 憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福

年金について

基づく緻密な設計と丁寧な合意形成によること。 の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期 年金受給者の 意見反映を保障す ること。 また、 被保

年金要求(一)への回答

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、 平

> が、その際には、成二七年一○月か 公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」が創設さしての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した れたところです。 から共済年金は厚生年金に統合されまし 関係者の御意見等も踏まえ、 公的年 金と

応してまいりたいと考えています。
今後も、引き続き関係者の御意見等も十分伺い つつ、 対

- $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 賃金改善、 年金制度と財政を安定させるため、 次世代育成支援充実を図ること。 雇用 0 安定 質 0 向 Ę
- $\widehat{\underline{\underline{}}}$ 働く非常勤職員・臨時職員の被用者年金加入を速や 抜本的に拡大すること。 年金保険の加入者を拡大すること。このため地方自治体に カン に カン 0

年金要求(三)への回答

おいて、 法律」 ととなりました。 す短時間労働者に対し、 ③勤務期間一年以上見込み、 可能性の向上を図るための国民年金法等の 平成二八年の臨時国会で成立した「公的 により、 ①週二〇時間以上、 平成二九年四月から、 厚生年金の適用拡大が行わ ④学生以外、 ②月額賃金八・ 全ての の四条件を満た 年金制度)地方自治: 部を改正す 八万円以上、 れるこ 体に る

こととされているところであり、現在社会保障審議会年金までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる 拡大について必要な対応を行ってまいりたいと考えて 間労働者への更なる適用拡大に向けて、 部会において議論が行われているところです。 また、 は、こうした議論の状況を見極めながら、 4への更なる適用拡大に向けて、平成三一年九月末年金機能強化法附則第二条の規定に基づき、短時 引き続き適用 総務省とし います。

- 回 給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。 困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、 口経済スライドの対象外とすること。 7 現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧 クロ経済スライド制度による年金額調整の在り方に 基礎年金をマクを重視して、現受 0
- 五 肢を七○歳以降に拡大すること。 労働参加率向上を促すものになるようあり方を検討すること。 て基礎年金を増額すること。 時の納付上限(四八○ヶ月)を延長し、 延長すること。 年金受給者の選択権を前提に、 公務員定年延長を視野に、 および年金受給開始時期の選択 在職老齢年金は就労による 国民年金保険料拠出期間を 延長した月数に合わせ 基礎年金給付算定

年金要求(二)(四)(五)に対する回答

生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要が答えすることはできませんが、年金制度については、年年金制度等全体に係る事項ですので、総務省だけでは 社会保障審議会年金部会等での十分な議論が必要と考えて ると考えられることから、 制度改正を行うに当たっては あ金お

、ます

なっており、現在、各地方公共団体において、導入に向け三二年四月から会計年度任用職員制度が導入されることと 国会で成立し た準備が進んでいるところです。 なっており、 正する法律」に基づき、 国会で成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の通常なお、雇用の安定・質の向上、賃金改善について、地方 適正な任用を確保するため、 部を改

後、必要な措置が講じられるものと考えています。総政審議会年金部会等において行われているところであり、 としては、こうした検討の状況について、 ては、ご要望にある趣旨も踏まえた議論が、 また、 りたいと考えてい 、年金受給開始時期や在職老齢年金のあり方につい は、年金受給開始時期や在職老齢年金のあり方につい に、明が進んでいるところです。 ・ます。 十分注視してま 総務省

分 Fに追随しないこと。 I)」の趣旨に沿った運用を拡充すること。 地方公務員共済長期積立金運用につ 国連が提唱する「責任投資原則 V) て、 機械的に G P \widehat{P} R

年金要求(六)への回答

自主性及び創意工夫の発揮」等の観点から、モデルポート済組合の基本ポートフォリオは、「地共済における運用の平成二七年一〇月一日から適用されている地方公務員共 フォリオの中心値範囲の一・五倍の許容乖離幅を設定して ・ます。

ガバナンスに着目した投資(ESG)については、 投資手法である社会的責任投資(SRI)や環境・社会・ 警察共済組合:一一二億円)。 合連合会:一二一億円、 員共済組合連合会: 八九億円をESGファンドに投資しております 平成二九年度末時点で、 金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、 また、 国連の責任投資原則(P 一一一○億円、全国市町村職員共済 公立学校共済組合:五四六億円、 地方公務員共済組合全体では一八 R の趣旨を踏まえた (地方公務 公的年

る組合の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の実施 地方公務員共済組合全体としては、今後、 2けた検討がさらに進むものと考えております。 既に実施して

七) をとること。 が長く削減幅が大きい。沖縄の実情に即して何らかの是正策済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、 沖縄の共

年金要求(七) <u>へ</u>の (回答

付について、 間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給 ランスの公平性を高めるという趣旨で、 追加費用の削減は、 負担に見合った給付 共済年金受給者間で給付と負担の 水準とするように減額 公務員等の恩給期 F バ

の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはていることから生じているものであり、いずれも共済年金よる共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっの組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法に それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一二月であり、ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の知 ありません。 沖縄以外の組 沖縄

恩給期間も含めた共済年金全体の一〇%とする、なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率 配慮しているところです減額しない、という措置 万円/年以下 という措置を講じ、 の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は1めた共済年金全体の一〇%とする、②二三〇1数の削減に当たっては、①減額率の上限は 受給者の生活の安定にも

> ての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いした 民間被用者、 制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべ 公務員を通じた公平性を確保することに

三 医療保険に関する財政制度等審議会建議につ

地方公務員退職者にとって重大な生活上の支障をもたらす。 しない 二〇一八年の財政制度等審議会建議で言及された次の事項は、 方向で関係者と協議すること。 実施

- $\widehat{}$ 七五歳以上の医療費自己負担定率二割化
- $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 算定基礎とした患者負担 負担応力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を
- 薬剤費自己負担引き上げ、 受診時定額負担

て

地域包括ケアシステムを街づくりと一体で、 の診療・看護・リハビリテーション・介護のサ 入院・通院、入所・通所、訪問の最適**地域包括ケアシステム基盤整備につい** その基盤となる特別養護老人ホー 訪問の最適形態により、 ム、認知症高齢者施策、 実現すること。 ービスを提供する 利用者本位 高齢

適切な財政措置を講ずること。 者住宅などについて、 今後の需要増に対応する計画的整備のため

地域包括ケアに関する回答

進されるよう適切に対応してまいります。 講じることとしており、 基金財源に係る地方負担分についても、 に対し、基金について所要の国費の確保を要請するとともに、 る財政支援が行われております。 措置に加え、平成二七年度から地域医療介護総合確保基金によ たい旨、総務省から厚生労働省に対し、要請しているところです。かつ効率的にサービスを提供できるよう、適切な支援を行われ が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的 また、 地域包括ケアシステムについては、その推進に当たり、市町 介護基盤の整備については、地方債等による地方財政 今後とも介護基盤の計画的な整備が推 総務省としては、 適切に地方財政措置を 厚生労働省

五 生活保護・生活困窮者自立について

と調整 て、 実施を図ること。 民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。 生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑 当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、 事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法につい・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市

社会保障・ 税番号について

- $\widehat{}$ こと。 強化すること。 人情報の漏洩・改竄成りすましを防止する仕組みを確立する「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個 あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルー ルを
- <u>-</u> 「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。 「社会保障・税番号」は、社会保障の負担と給付に関する

乜 エネルギー政策と原子力発電の見直しについ

- $\widehat{}$ 協議すること。 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と
- 政策の地方分権を進めること。
- 2 換すること。 変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に 市民とともにエネルギーエネルギー政策の地方分 多消費型社会構造: 生活構造を 転
- 3 果ガス削減を図ること。 再生可能な自然エネル ギー の開発・普及を進め、 温室効
- $\stackrel{\frown}{=}$ た炉は原則的に再稼働せず、 会をめざし、 の設置・ ある全ての自治体を当事者とすること。 証・点検して情報公開すること。原子 地方自治体と協力して原子力発電所の 稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性の 『に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。新たな原子力発電所は建設しないこと。休 力発電に依存しない社の安全性を徹底的に検 休止し 原発